

令和3年度 第1回 さいたま市バリアフリー専門部会

■日時：令和3年7月20日（火）午後3時00分～

■場所：岩槻区役所4階 第1会議室

■出欠：出席者21名（うち代理出席1名）、欠席者8名

■出席者名簿（敬称略）

	氏名	所属団体役職等	備考
1	稻垣 具志	中央大学 研究開発機構 准教授	
2	野口 祐子	日本工業大学 建築学部 建築学科 生活環境デザインコース 教授	
3	吉野 博之	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 事務局長	
4	小藤 伸一	さいたま市老人クラブ連合会 理事	
5	関 昌美	NPO法人 彩の子ネットワーク 代表理事	
6	竹内 政治	さいたま市精神障害者当事者会ウィーズ 事務局長	
7	田中 二	NPO法人 埼玉県障害者協議会 代表理事	
8	中野 勇	NPO法人 さいたま市視覚障害者福祉協会 副理事長	
9	橋本 健二	一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会 副会長	
10	星野 美子	一般社団法人 さいたま市手をつなぐ育成会 理事	
11	町田 健一	さいたま市聴覚障害者協会 理事	
12	矢口 ミヤ子	さいたま市身体障害者福祉協会 理事	
13	米山 恵美子	NPO法人 さいたま市障害難病団体協議会 副代表	
14	吉田 江里	公募委員	
15	佃 晋太郎	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社 企画調整課長	
16	村山 知之	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 施設部 建築土木課長	
17	土屋 尚樹	埼玉新都市交通株式会社 取締役技術部長	
18	関根 肇	一般社団法人 埼玉県バス協会 専務理事	
19	小川 ゆかり	国土交通省関東運輸局 埼玉運輸支局 総務企画担当 首席運輸企画専門官	
20	佐々木 一郎	埼玉県警察本部 交通部 交通規制課 管制保全補佐	代理
21	篠崎 靖夫	さいたま市 都市局 都市計画部長	

下線ありは今回変更委員

次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 部会長・副部会長の選任について (2) 令和2年度特定事業等の進捗状況について (3) バリアフリー基本構想の改定素案について (4) 基本構想改定後の事業効果検証（案）について 3. その他 4. 閉 会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ○次第 ○出席者名簿・席次表 ○資料1 さいたま市バリアフリー専門部会設置要綱・委員名簿 ○資料2 特定事業計画の定量的な評価結果 ○資料3－1 さいたま市バリアフリー基本構想とは ○資料3－2 基本構想改定（案） 主な修正点 ○資料3－3 さいたま市バリアフリー基本構想改定（案） ○資料3－4 さいたま市バリアフリー基本構想改定（案） 概要版 ○資料4 基本構想改定後の事業効果検証（案）について ○参考資料1 令和2年度第2回さいたま市バリアフリー専門部会 議事録 ○参考資料2 さいたま市バリアフリー基本構想改定スケジュール（案）
会議写真	

■議事要旨

(1)部会長・副部会長の選任について

- 事務局から、昨年度に引き続き、中央大学研究開発機構の稻垣委員に部会長を、副部会長には同様に東洋大学の水村委員を選任する提案があった。なお、本日欠席の水村委員からは事前に、他の委員の了解があれば、引き受けて頂けるとのお返事を頂いていることの説明があった。
⇒委員の了承が得られ、就任となった。

(2)令和2年度特定事業等の進捗状況について

- 意見なし

(3)バリアフリー基本構想の改定素案について

- 大宮ソニックスティ・パレスホテル前の公園付近や大宮駅のデッキ上で、路面のタイルの破損やアスファルト補修跡の段差、デッキ壁面の汚れ等が気になった。メンテナンス及び今後の維持管理計画はどうなっているのか。
⇒老朽化による破損が生じている状況で、黒舗装による補修は安全を考慮した仮復旧の状況だと思われる。将来的には、タイルによる改修がなされるものと考えるが、管理者に確認・連絡する。
⇒安全上の問題箇所は早急な対応を依頼するが、美観に関する対応には時間を要する可能性がある。
- さいたま新都心の歩道は広くて歩きやすいが、交差点付近で歩道が狭くなり危険である。車いすの方、障害者の方にとっても歩きにくい。
⇒具体的な箇所についてお話を伺い、対処させて頂く。
- 駅からコクーンに向かう下り階段で最後の段差の高さが違い危ない。
⇒具体的な箇所についてお話を伺い、対処させて頂く。
- 大宮駅東口の駅前ロータリー付近の横断歩道に信号がなく、車と交差する危険な場所がある。障害者の方や車いすの方は渡れないと思う。
⇒現在の駅前広場は暫定形で運用している状況である。警察とも協議し、やむを得ず信号が設置できない状況である。ご意見があったことを道路管理者に連絡する。
- 基本構想の中に、国が示す社会モデルや心のバリアフリー、バリアフリートイレの考え方などが明確に盛り込まれ、理念が強調されてよくなつたと思う。
- 市民に対して伝えていくことは大切であり、トイレもLGBTの方や認知症の方をもつご家族、発達障害の子供をもつ母親などが、混乱なく、使い易くなつたと思えるように、小学校教育だけでなく、幅広い情報発信が重要である。
⇒バリアフリートイレの名称変更は、日も浅く正しく発信していくことは課題だと認識している。本市の福祉のまちづくり条例でも、トイレの名称変更を検討しており、関係部局と連携してどのように情報発信していくかを検討していく。

- 心のバリアフリーの本来の意味や重要性も発信をお願いしたい。
⇒心のバリアフリーに関しては、昨年度から教育委員会へ働きかけており、助け合いなど学校教育の中で継続して取組むこととし、情報発信についてはホームページによる発信や専門部会の委員皆様にご協力頂きながら発信し、広めていきたい。
- 視覚障害者がタクシーを利用する際、介助者のいる時といない時で、運転手の対応が異なる。心のバリアフリーに基づいて、視覚障害を理解し、適切に対応して欲しい。
⇒タクシー及びバス等の乗務員の対応についても、利用しやすい環境を整えることが重要なので、協会・事業者へ働きかけていく。
- 多機能トイレが分散型になるということが、トイレの数が減るということであれば、今まで利用していた方が困るのではないか。
⇒1か所に機能が集中した多機能トイレでは、機能が必要な方が重なった時に利用できない事態が生じてしまうため、機能を分散して整備していくという考え方である。数は変わらないが、そこまで広いスペースを必要としない人が一般便房で用事が足せるよう、機能を分散させていくイメージである。
- P1-4, P1-7 の国の資料には、平成 30 年、令和 2 年のバリアフリー法の改正時期に対応して改正時期を明記したほうが良い。
⇒対応する。
- 障害者用の駐車スペースは、福祉のまちづくり条例でブルーのペイントで明示する基準としているが、管理者によって違いがみられるため、民間事業者を含め基準に統一するよう指導して欲しい。
⇒駐車区画については、本市の福祉のまちづくり条例で整備基準があるので、所管課に伝えて、確認していく。
- 機能が集中する多機能トイレは利用する方の集中が生じるので、個別の障害を持つ方の利便性が高まるよう機能の分散が進むのは良いと思う。
⇒バリアフリートイレについては、先ほどの情報発信を含めて取組んでいく。

(4) 基本構想改定後の事業効果検証(案)について

- 資料の実施方針に書かれている各所属団体とは何を指しているのか。
⇒本専門部会に参加して頂いている委員の所属する障害者団体、高齢者団体、子育て団体のことを指している。委員の皆様を通じてアンケートをお願いしていきたいと考えている。

■議事内容

発言者	発言内容
司会（事務局）	1. 開会
事務局	・配付資料の確認 ・交代委員の紹介
司会（事務局）	2. 議題
事務局	(1) 部会長・副部会長の選任 ・資料1に基づき説明
司会（事務局）	部会長・副部会長の選出をお願いしたいと思います。部会長・副部会等についてご推薦はございますか。
関根委員	今回、多くの委員の方が変わられましたので、事務局からご提案があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
司会（事務局）	事務局からは、提案はございますか。
事務局	これまで専門部会の部会長を引き受けて頂いておりました中央大学研究開発機構の稻垣委員に引き続き部会長を、同様に副部会長には東洋大学の水村委員にお願いしたいと考えております。なお水村委員については本日ご欠席でございますが、副部会長の継続につきましては、委員の皆様のご了解があれば、お引き受け頂けるということでご返答頂いております。
司会（事務局）	ただいま部会長に稻垣委員、副部会長に水村委員との提案が事務局からありました。皆様いかがでしょうか。 (了承の拍手)
司会（事務局）	ありがとうございます。それでは稻垣委員に部会長、水村委員に副部会長をお願いしたいと思います。稻垣委員におかれましては恐れ入りますが、部会長席への移動をお願い致します。 ここで部会長の就任にあたりまして、ご挨拶を頂きたいと思います。稻垣部会長、よろしくお願い致します。

発言者	発言内容
稻垣部会長	<p>皆様ありがとうございます。</p> <p>このバリアフリー基本構想という、市内の面的な安全で円滑な移動を確保するための計画を改定するといった、非常に重要な議論が続くこととなります。今回、さいたま市だけでなく、色々なまちがバリアフリーの基本構想を改定しています。その背景には、日本の中でオリンピック・パラリンピックが契機となって、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する法律の目まぐるしい変化があります。今までこのような法改正はありませんでした。そのような国の大規模な流れの中で、障害をお持ちの方・高齢者の方・妊産婦の方、どのような移動に配慮が必要な方々のニーズが多く出され、それに対してまちが対応しなければならないといった背景があるのだと思います。その中で、地方自治体は一体何の役割があるのかを考えた時に、国が基本的なルールやガイドラインを作り、実際のまちに適応し、特性・ニーズにどのように合わせていくのかという議論はここでしかできない、国もそう言っておりますので、このバリアフリー基本構想の検討や専門部会というのは、極めて重要だと思っております。その中の部会長ということで非常に責任を感じておりますし、誇りも感じております。委員の皆様のご意見を拝聴しながら、私も一緒に勉強し、より良い計画作りに携わっていきたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひ致します。</p>
司会（事務局）	<p>稻垣部会長、ありがとうございました。</p> <p>これから進行につきましては稻垣部会長にお願いしたいと存じます。</p>
稻垣部会長	委員の出席状況を、事務局より報告をお願い致します。
事務局	<p>委員の出席状況について報告いたします。本日は 29 人の委員中 20 名の出席でございます。したがいまして、さいたま市バリアフリー専門部会設置要綱の規定による委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立することをご報告いたします。</p>
稻垣部会長	<p>ありがとうございます。過半数に達しているため成立ということでございます。続きまして本日の会議の公開について、皆様にお諮りしたいと存じます。本日の議事に関して非公開事項に該当する案件があるか、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	本日の会議では、非公開事項に該当する議事はございません。
稻垣部会長	<p>ありがとうございます。事務局より本日非公開事項に該当する議事はないということでございますので、本日の会議は公開ということで行いたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。</p> <p>異議なしと認めて、本日の会議は公開とさせて頂きたいと思います。</p> <p>傍聴者についていかがでしょうか。</p>
事務局	本日の傍聴者はございません。
稻垣部会長	承知しました。傍聴者はいないということでございます。

発言者	発言内容
事務局	<p>（2）令和2年度特定事業等の進捗状況について ・資料2に基づき説明</p>
稻垣部会長	<p>ありがとうございました。昨年度の特定事業の進捗状況ということでご説明頂きました。資料2の内容につきまして、委員の皆様方からご質問、もしもくはコメント等ございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>（質問・意見等はなし）</p> <p>続きまして「議題（3）「バリアフリー基本構想の改定素案」」ということで、事務局のほうからご説明を頂きたいと思います。</p>
事務局	<p>（3）バリアフリー基本構想の改定素案について ・資料3－1～4に基づき説明</p>
稻垣部会長	<p>ご説明頂きまして、ありがとうございました。</p> <p>私が前任者から部会長を引き継いだ時に、さいたま市の基本構想を拝見させて頂き、他の自治体と比べて非常によく組み立てられているという印象がありました。今回、国連の障害者権利条約の批准や、障害者差別解消法の話題、オリンピック開催が近づいたことによる国の2020行動計画に則った社会モデルの考え方などが盛り込まれ、かなりパワーアップして内容が充実しており、今後のバリアフリーの推進に向かっていこうという意気込みが追加されているのではないかと思います。</p> <p>参考資料2のスケジュールにもある通り、今回、我々が内容を見て修正する最後のタイミングということになりますので、皆様からの忌憚ないご意見を頂きたいと思います。当然これは市民の方も読むことも想定されていますので、皆さんが読んで「ここは分からない」ということであれば問題ですので、どのようなことでも構いませんので、ご意見・ご質問頂けたらと思います。</p>
小藤委員	<p>確認したい点としまして、昨日、大宮ソニックシティとパレスホテル前の公園近辺や大宮駅西口のデッキを歩いて気付いた点を申し上げます。バリアフリーの観点から見ると、1階のソニックシティ及びパレスホテル手前の公園のほうから、現状10cm間隔のタイル敷きの歩道になっているのですが、そのタイルが割れていて、そこをアスファルト舗装で埋めてある状態でした。あわせて2階の大宮駅にいたるデッキで、四角いタイルが所々、破損した状態になっていました。本基本構想とは別に、メンテナンスに関してはどのような部門が担当・実施するのでしょうか。</p>
稻垣部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>維持管理の観点で、どのようにになっているのか事務局からお願いします。</p>

発言者	発言内容
事務局	ご質問にありました、ソニックシティにいたるまでの公園付近の歩道のタイルの破損に関してですが、元々はタイルが綺麗に並んでいたものが、老朽化し歩く人も増えて壊れてしまったという状況だと思います。破損したままの状態では、歩行者がつまずいて危険であるため、一旦、アスファルト舗装で仮に補修している状況だと思われます。将来的にはタイルに修繕することも考えていると思われますので、道路管理者や公園管理者も含めて、事務局のほうから確認していきたいと考えています。
小藤委員	併せて、これはバリアフリーではないのですが、おそらくあの場所付近では清掃含めて維持管理はされていると思いますが、大宮駅にいたるデッキ壁面の溝が泥で埋まっています。美観的に維持管理をどうしていくのか気になっています。
稻垣部会長	デッキ壁面の溝が泥で埋まって、美観的によろしくないということですね。
事務局	個別の場所を教えて頂ければ、当課のほうから関係する管理者のほうへ、清掃状況を含めて対応について連絡したいと思います。
小藤委員	デッキ 2 階の床面のタイルは 10 ヶ所以上で破損していました。バリアフリーの観点で、杖などついている人がけつまずきそうな気がします。汚れに関しては、西口のデッキから大宮駅にかかる全てがそのような状況でした。
事務局	大宮駅の西口のデッキについては、さいたま市が管理している場所と、民間施設で管理している場所があります。当課から道路管理者、道路管理者から関係している企業に連絡させて頂き、まずは段差の危ない箇所、つまずかれるような箇所について至急対処して頂けるよう連絡したいと思います。汚れについては、すぐの対応は難しいかもしれません、当課から所管に連絡したいと思います。
稻垣部会長	資料 3-3 のページ番号 P3-7・P3-8 を見ると「視覚障害者誘導用ブロックがあるから、それでいい」というのではなく、設置位置や色を改善していくというような維持管理の観点においても、事業として取組んで見直しを図っていくという方針があります。さいたま新都心駅で実施した”まちあるき勉強会”的に、ある場所に白羽の矢を立てて、実際に当事者の方々と歩いてチェックするなどの取組に関して、今後も精力的に実施していくことが大切だと思います。 こういう個別のご意見に関しては真摯に対応して頂くということで進めて頂きたいと思います。

発言者	発言内容
吉田委員	<p>さいたま新都心の歩道についての質問です。北与野駅とさいたま新都心駅間の旧中山道の歩道が広くなって、とても歩きやすくなりました。しかし、交差点付近で歩道の幅が狭くなっています。歩道と車道を分離する縁石が歩道の幅以上に設置されているため、歩いていると縁石にぶつかって転んでしまいます。市に確認したところ、その縁石は車がきちんと曲がるためのものとのことです。車いすの方など縁石にあたって転んでしまいます。私も一度転びました。歩道の幅をどのように決めているのか知りたく、交差点付近の歩道の幅が狭くなっている一定の幅にできないのか。それが疑問点の1つです。</p> <p>2点目は、さいたま新都心駅から東に向かってコクーンの1階出入口の方へ向かう階段があるのですが、階段を下りていくと、何故か一番下の段だけ段差が小さくて、私はそこでも転んでしまいました。階段を下りる時には、段の幅を予測して下りますが、急に段の高さが違うと転んでしまいます。さいたま新都心の場合は、非常に人口が増えて、広い歩道が整備されたのですが、あれでは障害者の方は歩きづらいと思います。そのようなことについても、どう考えていらっしゃるのかというのをお聞きしたいです。</p>
稻垣部会長	ありがとうございます。さいたま新都心のお話ですが、いかがでしょうか。
事務局	さいたま新都心の歩道と車道やコクーンに向かって階段を下りる箇所など個別のお話を頂きましたが、後ほど、会議が終わりましたら具体的な場所を教えて頂きまして、対応させて頂ければと思います。
稻垣部会長	<p>歩道は広いけれども、交差点付近で狭くなっています。つまずいてしまう要因があるということです。あとで情報共有をして頂きたいと思います。</p> <p>階段の段差に関しても、最後の一段だけ高さが違うとなると、危ないです。そこも併せて聞かせて頂きたいと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
米山委員	大宮駅東口から高島屋へ向かう警察の前のロータリーと、そこから高島屋に続く横断歩道があるのですが、信号がありません。車がロータリーのほうに入ってくるので、私のような足の悪い障害者とか、車いすの方はとても通れないと思います。以前、あそこに信号機を設置するお話もあったのですが、距離的に無理ということでした。現在でも、とても危険な状態にあり、そのようなところはどうお考えていらっしゃるのかと聞きたいと思います。
稻垣部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>大宮駅の東口の交通が錯綜しやすい場所で、どのようにバリアフリー化を進めていったらいいのか、といったようなご質問だと思います。</p>

発言者	発言内容
事務局	細かいご説明を申し上げますと、高島屋の百貨店の前を通りまして大宮駅のほうへ向かってまいりますと、左側にお店がいくつかあります、その先に横断歩道がある場所だと思います。現在、大宮駅東口は暫定の駅前広場という位置付けの中で、道路管理者が管理をしているところです。現地の状況は信号機の設置が必要な状況ですが、やむなく警察との協議で信号がない状況で運用しているところあります。今回の指摘があったことを当課のほうから、安全に通行できるように可能なことから対応してもらうよう、道路管理者へ伝えていきたいと思います。
米山委員	あの場所は住民としては改善してほしいと思っており、希望を出しますので、よろしくお願ひ致します。
稻垣部会長	ありがとうございます。 このような話は、より具体的に伝えたほうがいいと思います。どのようなところで、どのような問題が発生するのかを。確かに「危ない、危ない」というご意見はあるのですが、何がどのように危なくて、どうすれば良いのかを伝えることが必要だと思います。抜本的に一朝一夕で改善するのは難しいところですが、できる範囲の中で最大限どこまで努力できるのかというところを頑張って考えて頂きたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。他にいかがでしょうか。
野口委員	稻垣部会長から、国のガイドラインやバリアフリー法の改正など、オリパラの関係もあって、大幅に改正されたという経緯があるとのお話をありました。今回、バリアフリー基本構想の考え方方が明確に示され、社会モデルや心のバリアフリー、バリアフリートイレなどの考え方方が盛り込まれて、より理念が強調されて良くなつたというように思います。一方で、それが市民の方にどこまで伝わるのか、いつの間にかみんなのトイレだったものがバリアフリートイレになってしまったということがないよう注意する必要があると思います。これまでのみんなのトイレは、LGBTの方が使いやすい、あるいは認知症の家族とその介助者の方が異性介助で使いやすいとか、発達障害のお子さんを連れたお母さんが異性介助で使いやすいと思っていたところ、いつの間にか車いす使用者用のトイレになってしまったとか、そのようなことがあると非常に混乱してしまいます。理念はとても素晴らしいものがあるのですが、それが伝わらないと非常に混乱してしまうと思いました。 子供であれば小学校教育の中でそのような情報が入ってくるのですが、大人になるとそのような情報が入りにくく、テレビのニュースで知る機会も少なく、どのように発信していくのか興味のあるところです。
稻垣部会長	ありがとうございます。 実際にまちの現場で生活をする市民の方々にむけて、どのように新しい考え方を発信していくべきなのかという、非常に極めて重要な視点でのご指摘だと思います。いかがでしょうか。

発言者	発言内容
事務局	<p>ご意見ご指摘ありがとうございます。</p> <p>バリアフリートイレの名称変更ということに関しては日も浅く、どのように伝えていくか、正しく伝えていくかということは、重要な課題だと認識しています。本市では、整備の方向性の指針を定めている「福祉のまちづくり条例」があります。先ほどのトイレは、現在はまだ「みんなのトイレ」という表現をしていますが、そのような点も今後改正をしていくということについて所管課から話を聞いており、そのような改正の内容も含め、どう伝えていくか、どう情報発信していくかということに関しては、よく考えていく必要があると思います。今後しっかりと検討させて頂きたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。</p>
野口委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>バリアフリートイレだけではなくて、心のバリアフリーという言葉も知名度が低いということが基本構想の中に書かれておりました。心のバリアフリーとは何なのか、そのようなところも是非発信して頂きたいと思います。</p> <p>私の研究室の学生が昨年、大学の学生に対してアンケートを取ったのですが、心のバリアフリーという単語を知らない人が多かったのですが、実際に困っている人を見たら助けたいという思いは非常にあって、そのような意味で理解はしているのだろうと思っています。そのようなところで、更に発信をして頂いて、心のバリアフリーは重要であるということを是非伝えてほしいと思っています。</p>
事務局	<p>心のバリアフリーに関しては、昨年度から教育委員会事務局に対して、バリアフリー法の改正を踏まえ、何らかの取組ができるないかという話をしています。学校教育の中では、バリアフリー以外のことも含めて、助け合いなどの教育を行っており、引き続き、取組むこととさせて頂きたいと思っています。</p> <p>情報発信につきましては当課でも、まだホームページを細かく作りこめていませんが、ホームページを活用する、あるいはこのようなバリアフリー専門部会を通じまして、各委員の皆様方から発信をして頂くようなことも踏まえながら、きちんと少しでも多くの方々に理解して頂けるような仕組みを作っていく様に、事務局としては頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。</p>

発言者	発言内容
稻垣部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この基本構想の本編のP2-39ページ辺りから心のバリアフリーについての記述がありますが、写真にあるように、実際に目隠しをして見えない状態であるということはどういうことなのか、体験型というのは多く見られますが、そのような体験をすること自体が目的ではありません。ただ「大変だ」と思うことが心のバリアフリーではなくて、社会モデルの考え方で、その人が移動しにくい原因は社会側にも責務があるということ、その社会の一員として、私が一体どのような行動を取ればバリアがフリーになっていくのだろうかということを考えるきっかけを与えないといけない。社会が変わっていくようなきっかけを、どのように作っていくかということを考えなくてはいけないと思います。</p> <p>よく言われるのが、鉄道駅で困っている方を見かけたら助けましょう、声を掛けましょうと、声掛け運動をJRさんなどはよく実施しています。視覚障害の方が白杖を持っていると、人気者にならないうちです。けれども、駅の外に出て、例えば交差点で信号が青なのか赤なのか分からなくて立っている時は、全く人気者ではないわけです。道路では、助け合いの心が醸成されていないといった事実もあったりしている。では、そのようなところで誰がどのように市民に向かって語り掛けるのか、そういったところを真剣に考えていいかないと強く思います。是非ともその辺りの啓発を具体的にどうすればいいのか、ということを考えて頂きたい。この専門部会で考えていくことも重要なと思いますので、お知恵を頂ければと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
中野委員	<p>心のバリアフリーの件で、私の妻も視覚障害で視力が落ちているため、よくタクシーを利用します。介助者に来てもらいタクシーを利用しているのですが、タクシーを利用する際、介助者がいる時には運転手さんも親切に対応して頂けます。しかし、美容院などに行く時には、一人で出かけることがあります。タクシーの運転手さんの態度がかなり違っています。「同じ料金を払って、なぜそのようなことをされるのだろう」と、そのようなことを何回か体験しています。タクシー業界の方に、心のバリアフリーではありませんが、やはり同じ市民として、お金を払ってタクシーを利用するのですから、対応をよくして頂きたい。視覚障害ということを運転手さんも知っているはずなので、そのようなことを理解して頂かないと、福祉のまちづくりの一旦として進んでいかないのではないかと考えていました。</p>

発言者	発言内容
事務局	中野委員からタクシーの乗務員の関係のお話を頂いておりますが、当課ではタクシー以外にもバスの運転手に関するご意見等も受けております。この点に関しましては、バリアフリーを問わず公共交通を使う方々にとって利用しやすい環境とするために、多くの利用者がいるということを踏まえて、公共交通を利用しやすい社会環境を作っていくのが、我々事務局の責務だと思っております。なかなかすぐの改善は難しいかと思いますが、この件に関しましては、きちんとタクシー業界、あるいはバス会社に申し伝えていきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。
稻垣部会長	是非ともよろしくお願ひ致します。
吉田委員	バリアフリーのトイレの名称が「みんなのトイレ」から変わるという説明がありました。多機能型のトイレが色々な分散型になるということは、トイレの数が増えるということでしょうか、もし増えずに減るのだとしたら、今までみんなのトイレを利用していた人は使えなくなるということを意味しているのですか。
稻垣部会長	ご質問ありがとうございます。これは事務局のほうからお答え頂きましょう。P2-14にバリアフリートイレの考え方の記述があります。
事務局	資料3-2の下のところに図があり、左上のところに機能が集中した多機能便房と書かれています。ここには車いす使用者用のトイレ、オストメイトが備わったもの、あるいは乳幼児のベッドが付いているもの、オムツ交換用のものなど、様々な用事が1ヶ所でできるものが多機能トイレで、今まで国に従って自治体などで整備を進めてきたところです。先程ご説明したとおり、「バリアフリートイレ」とは、そのような1ヶ所に機能を集中させて作るということではなく、「できるだけ機能を分散しましょう」という考え方で、下に書かれているように、車いす使用者用便房ですとか、オストメイト用、それから乳幼児の施設、というのをなるべく分けた形で整備していきましょうというのが、今回の趣旨です。以前、多機能トイレとして多くの機能を1ヶ所に集中することで、本当に使いたい方が使えない事態が発生するということが問題になりました。それを解消するために、このような機能分散の考え方が出ており、特に増やしていこうということではなく、限られたスペースの中でなるべく機能分散のトイレを作っていくましょうという趣旨になっています。
吉田委員	ということは、これまで乳幼児用のトイレ、オムツを交換する時に使っていた人達というのは、この多機能型トイレでなくなってしまうため、別のトイレを探さなくてはならない。要するに、分散した分、数が減るということでしょうか。

発言者	発言内容
事務局	具体的に本市でも、分散したバリアフリートイレは、まだ作っておりませんので、どのような形で出来上がるか、というところまでの具体的なイメージが湧きにくいということもあるかと思います。資料3-2の一番下に示す図で元々が1個で集中していたものが、例えば、お父様のほうがオムツを交換したい時に、男性トイレでもオムツ交換できる設備が設けられている、といったイメージです。今回、複数のところに分散していきましょうという方針が、国から示されていますので、今後、新しくトイレを作っていく時には、分散して整備をしていきましょうという方向付けがなされている状況です。
稻垣部会長	元々広いトイレがありますが、そこでは車いすの方が回転できるようにスペースを広く取ってあります。その中に、例えば赤ちゃん用の設備やオストメイトの機能などが全て集中している。そうすると、例えば競技場やシスターなど、短い時間に必要とされる方が集中する時間があって、並んでしまうといったことがある。そのような時に、今まで一般の便房としていたところを少し広くして、その部分で、車いすほどのスペースを必要としない、例えばベビーチェアを付けるとか、その隣の便房にはオストメイトの機能を付けるとか、車いすほどのスペースは必要ない方の便房を別に設け、本当にスペースが必要な車いすの方や大きなベッドの必要な方が、元からある多機能トイレを使って頂くことができます。数は変わりませんが、広いスペースを必要としない方が、一般便房のところで用事が足せるように分散させたいうような考え方なので、今まで使っていたトイレで用事が足せないといったようなことは、これから少なくなると考えて頂けたらいいかなと思います。
	なので、どこの個室で何ができるのかということは、判断しやすくする必要があるので、例えばピクトサインを付けるなど、成田空港ではかなり進んでいます。新しくトイレを作る時には最初から意識して、既存のトイレは数を減らすのではなく、なるべく機能を分散させましょうという考え方です。
吉田委員	分かりました。
	トイレはとても重要だと思います。女性トイレはいっぱい混むという事情もありますので。
稻垣部会長	トイレは重要な施設ということは当然でございますので。 数のことをすごく気にされていましたので、今の説明で大丈夫ですか。
吉田委員	普通のトイレがそのまま機能を多様化するというのであれば、それはそれに越したことはないので、大丈夫です。
稻垣部会長	きちんとお伝えする努力を、我々はしないといけないということの1つの例だと思います。ありがとうございます。 他はいかがでしょうか。
小川委員	資料3-3のP1-4ページにあります「国のバリアフリー法の概要」は、この後に一部法改正がありますので、表を差し替えて頂ければと思います。

発言者	発言内容
稻垣部会長	ありがとうございます。 図の1.1ですね。こちらの差し替えが必要だというご指摘ですね。
事務局	今回、平成30年と令和2年に、2回の大きな法改正があったと認識しており、2回の法改正の内容をそれぞれ載せています。P1-4ページについて30年の改正の内容を記載していて、その後の改正については、「バリアフリー法の更なる改正」という言い方で、P1-7ページに一部更に改正された内容を記載しています。そのようなまとめ方をさせて頂いている状況ですので、できれば、このままで対応させて頂ければと思っております。
稻垣部会長	よろしいでしょうか。 バリアフリー法の改正が2回あったのですね。図の1-1が1回目で、図の1-2が2回目の概要のほうが載せられているのですが、図の1-1だけ見た人からすると古い情報が伝わってしまうのではないかといった、趣旨のご発言かと思います。
小川委員	それであればP1-7ページのほうに、改正の日付を入れて頂ければ、両方改正があったなと分かるかと思います。
稻垣部会長	そうですね、そのようにしたほうがいいですね。
事務局	修正対応させて頂きます。ありがとうございます。
稻垣部会長	図のキャプションの表現を工夫して頂いて、誤解の生まれないように工夫して頂きたいと思います。ご指摘ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。
田中委員	2点ほど。1点目が障害者用の駐車場があるのですが、基本的に「埼玉県福祉のまちづくり条例」等で、ブルーのペイントをして、そこが障害者用の駐車場であることを分かりやすく表示すると思うのですが、民間では、例えば大型の電気店などはグリーンのペイントや、ペイントではなく車いす用のサインだけの場所もあります。できれば民間事業者にも指導して頂けるなど、そのようなこともお願いしたいと思います。 もう1点はトイレの関係です。今まで1つ多機能トイレで、オストメイトもオムツ交換も全て行うため、私のような車いすの利用者が、利用できるスペースが実際に利用できなくなってしまうこともあります。新しく建物ができる時には、トイレ等設置する際に、個別機能を分散することによって、個別の障害をもっている人たちに対して利便性が高まっていくと思いますので、そのような流れで進めて頂けると助かります。
稻垣部会長	ありがとうございます。 駐車場の件とトイレの件、ご意見頂きましたが、いかがでしょうか。

発言者	発言内容
事務局	<p>1点目の駐車区画の件につきましては、本市の福祉のまちづくり条例の中で、整備基準等を定めている部分もあります。今後改正も控えていると思いますので、色の統一化などについては所管課に今回のご意見をお伝えしたいと思います。</p> <p>2点目のバリアフリートイレの件につきましては、ご意見頂きましてありがとうございます。先程の啓発、正しい伝え方ということも含めまして、今後取り組んでいきたいと思います。</p>
稻垣部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>車いすの方で子育てをしている方もおられるので、そのような方が不利益とならないような配慮が必要であるといったようなご指摘だと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。他になければ、今頂いたご意見を関係者へお伝え頂いて、パブリック・コメントの方へ進めて頂きたいと思います。</p>
事務局	<p>（4）基本構想改定後の事業効果検証（案）について ・資料4に基づき説明</p>
稻垣部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今後どのように検証を進めていくのかということで、前回の専門部会で一度お示し頂いているところですが、少し充実した形です。特に資料4の右下の実施方法案というところですが、試行しながら確立していくということで、1～2地区を対象に限定してアンケート調査を実施し、トライ＆エラーで、評価方法を構築していきたいという趣旨だと思います。</p> <p>評価対象も、まずは公共施設を対象にアンケートを実施していく、といった趣旨の説明だったかと思います。</p> <p>こちらの内容について、今回初めて委員に就任された方々もたくさんいらっしゃいますので、質問等お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>今日は議題（2）のところで、「令和2年度の進捗状況について」というところでご報告がありましたが、そのやり方を変えるということです。今まででは、資料4だと一番左上の現行の評価方法というところで、事業者目線でどれくらい進んだのかという定量評価を行っていたものを、事業の進捗状況はもちろん評価しますが、もっと利用者目線で果たしてその地区は使いやすいのか、安全なのか、などに関してアンケートなどを併用しながら、事業進捗をきちんとモニタリングしましょうという趣旨だと思います。今後、次議題（2）で出てきた資料が、大きく変わる可能性があるということだと思います。ご質問等よろしいですか。</p>
吉田委員	<p>意味が分からぬので教えて頂きたいのですが、各所属団体というのは、例えば社協とか、そのような団体のことを言うのでしょうか。</p>
稻垣部会長	<p>各所属団体ですね。資料のどの部分でしょうか。</p>
吉田委員	<p>資料4の黒の二重線で囲まれた実施方法のところに、「各所属団体の皆様」と書かれているところです。</p>

発言者	発言内容
稻垣部会長	「各所属団体の皆様」というのはどういう団体なのかということを、ご説明頂きたいと思います。
事務局	この資料の最後の右下部分は、少し表現が足りなかつたと反省しております。基本的にはこの専門部会に、障害者団体・高齢者団体といった、各団体から代表してご参画頂いておりますので、専門部会の委員の方々にご協力を頂き、各団体のご所属の当事者の方々にアンケート調査のご協力をお願いしたいという趣旨で、“各所属団体”と表現にさせて頂いております。
稻垣部会長	ここに出席されている皆さんにご協力をお願いし、皆さんを通してアンケートなどを願いする可能性がありますという、ということですね。 ありがとうございます。他によろしいですか。 他になさそうですので、“各所属団体”とは何を示しているのかということを、分かりやすい表現にして頂きたいと思います。
事務局	3. その他
稻垣部会長	その他ということで、委員の皆様から全体を通してのご質問や、何かコメント等がございましたらお願い致します。いかがでしょうか。 (委員から発言なし) それでは事務局のほうからは、いかがでしょうか。
事務局	2点ほどございます。 1点目は、バリアフリー基本構想の改定に関しまして、先程のスケジュール上、パブリック・コメント実施前の専門部会は本日が最終となります。本日皆様から頂いたご意見等踏まえまして、素案の修正を行いますが、修正後の内容につきましては部会長に一任頂くということでおよろしいでしょうか。 (全員了承) ありがとうございます。それでは事務局で素案を修正させて頂き、部会長に確認して頂き、素案を確定した上でパブリック・コメントを行ってまいります。よろしくお願ひ致します。 続きまして2点目になります。専門部会会議におけるWeb会議システムの活用についてということで、本日お配りした資料の最後、こちらの一枚紙の「アンケートへご協力のお願い」についてですが、先程部会長からもお話がありましたように、今後の専門部会については対面という会議形式を基本に行ってまいりたいと考えておりますが、またコロナの状況が悪化する場合に備えて、事務局としてはZoom等のWeb会議システムを活用した会議の可能性についても検討していきたいと考えています。そのため、その前段として、今回皆様の通信環境等の状況についてお伺いしたいという趣旨で、今回のアンケートを用意させて頂きました。こちらのペーパーにご記入頂きまして、後日で構いませんので、メールまたはFax等でご返信頂ければ幸いです。是非ご協力のほど、よろしくお願ひ致します。

発言者	発言内容
稻垣部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>二年ぐらい前まではこのようなオンラインのシステムを使って協議をするといったことは、自治体ではまず考えられなかつた状況だったと思うのですが、今回コロナ対応ということで、かなりテレワークも進み、極力参加人数を増やすために、コロナの状況下であつてもお互いに意見交換できるような方法を模索していくということで、積極的にご検討頂ければと思います。</p> <p>アンケートのご協力を是非ともよろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは本日の議事については全て終了しました。委員の皆様におかれましては、会議の進行にご協力頂きまして、誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>： 4. 閉会</p> <p>・挨拶</p>